

令和6年度全建賞 推薦調書
インフラ整備の事業又は施策の部(インフラの部)

| | |
|-------------------|--|
| ふりがな | ぱーくあっぷじぎょう |
| 1. 事業(施策)の名称 | Park-UP事業 |
| 2. 事業(施策)実施期間(和暦) | 令和3年10月1日 ~ 令和6年11月29日 |
| 3. 事業費(工事費) | - 百万円 |
| 4. キーワード | 公民連携 地域課題の解決、建蔽率の緩和、 |
| 5. 事業概要 | <p>京都市では、令和6年2月に地域主体の柔軟な公園の管理運営を民間企業等の多様なサポート団体が支援する「Park-UP 事業」を創設。</p> <p>本事業は、地域に身近な街区公園等を対象としており、特徴として「①地域が主体となり公園の運営方針を定め、地域独自の利用ルールを定めることができる」、「②地域だけでできないことは、民間企業や大学等のサポート団体との連携により楽しみ方を広げることができる」、「③更なる公園の活用を目指す地域は、公園内に Park-UP 施設(地域交流施設を併設した便益施設)を設置することができる」点が挙げられる。</p> <p>また、街区公園のような規模でも Park-UP 施設設置が可能となるよう、建蔽率を 10%上乗せする条例改正を実施。</p> |

| 6. アピールする事業又は施策の「手段」と「秀でた成果」 | | |
|------------------------------|--|--|
| ハード or ソフトの分類 :該当する方に○印 | ① ハード面 に秀でた事業 | ② ソフト面 に秀でた取組 |
| アピールする 1)「手段」 | (d)その他 ・都市公園条例を改正し、建蔽率の上乗せを実施(2%→12%) (他都市に比べ大幅な上乗せ) | (a)住民参画(ワークショップ等) (b)行政と住民・企業・学識者等との協働 (e)新たな事業制度や入札契約方法の改善 (f)インフラの運用・操作等の工夫 |
| アピールする 2)「秀でた成果」 | () () () () | (a)当該取組による本来目的の効果 (b)コストの縮減 (f)地域の活性化 (g)コミュニティの形成 |

| | |
|---------------|---|
| 7. 特にアピールしたい点 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となる「公園運営委員会」、民間企業等からなる「サポート団体」、「京都市」の3者による公園運営モデル ・「公園運営委員会」を組織した場合、公園の独自ルールや公園の使い方を決定することが可能 ・取組を持続可能なものとするため、民間企業等が「サポート団体」として資金や人材等を支援 ・「公園運営委員会」が合意した場合、交流機能を備えた店舗等からなる「Park-UP 施設」の設置可能 ・店舗等の収益を「公園運営委員会」に還元することにより、更なる公園活性化を図ることを目指す！ ・住区基幹公園の規模でも Park-UP 施設設置が可能となるよう、建蔽率を 10%上乗せする条例改正を実施 |
|---------------|---|

8. 事業を代表する写真及びキャプション



整備前



整備後

9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法等)〕

【事業概要】

京都市では、現在、大小あわせて約 950 の公園を維持管理しており、都市の魅力、活力、憩いを生み出す空間として、日々、市民の皆様にご利用いただいている。一方で、遊具等施設の老朽化や、公園愛護協会の高齢化・担い手不足、また、多様化する公園利用者のニーズへの対応といった課題を有する公園も多く存在する。

そこで、令和3年度から社会実験として、民間企業等に対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、公園の新しい使い方を探る「公民連携 公園利活用トライアル事業」(通称、おそとチャレンジ)を実施。事業者には、公園清掃やマナー啓発、また売上の一部還元を要件に、民間企業等が営利活動や様々なアイデアのイベント等、公園の利活用を「できる」ようにすることで、地域住民、民間企業、行政が交流・連携して公園の魅力を引き出し、地域の魅力向上・活性化の起点となることを目指した。

令和6年2月には、おそとチャレンジの成果と課題を踏まえ、地域主体の柔軟な公園の管理運営を民間企業等の多様なサポート団体が支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化等、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として「Park-UP 事業」を創設。本事業は、地域に身近な街区公園等を対象としており、特徴として「①地域が主体となり公園の運営方針を定め、地域独自の利用ルールを定めることができる」、「②地域だけでできないことは、民間企業や大学等のサポート団体との連携により楽しみ方を広げることができる」、「③更なる公園の活用を目指す地域は、公園内に Park-UP 施設を設置することができる」点が挙げられる。



9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法 等)〕

【取組事例(北鍵屋公園)】

京都市南部に位置する伏見区の北鍵屋公園は、昭和25年に開園した2,282㎡の街区公園で、市内の多くの公園と同様に、公園施設の老朽化や利用者の減少、公園愛護協力会の高齢化といった課題を抱えている。これらの解決のため、この北鍵屋公園をモデル公園として、地域住民、民間企業((株)セブン-イレブン・ジャパン(以下、セブンイレブン))、行政とで約1年半以上(令和4年8月～令和6年3月)にわたり共同研究を行い、地域が主体となる新たな公園運営モデル「Park-UP 事業」の制度構築を行った。

自治会等に参加する地域住民に加え、ワークショップや現地イベントに参加いただいた子育て世代、公園に隣接する地域住民等を加えた地域メンバー12名に、セブンイレブン、京都市を加えた3者のプロジェクトチーム会議では、公園を取り巻く現状や地域の目指す公園の未来像について検討し、新たな地域主体の公園運営を行っていくことを3者で共有できたことにより取組が前進。地域交流施設や店舗の大きさ、配置、使い方、公園の広場や遊具の配置等の話し合いを重ね、令和5年11月にはプロジェクトチームでまとめた新たな公園の計画案を地域住民に広く周知する実証実験「きたかぎ屋オープンパーク」を開催した。当日は約700人の来園があり、計画に対して賛同する意見が多く寄せられる等、地域住民への周知は成功し、イベントは閉会した。

その後も地域住民の意見を計画に反映させるため、京都市主導ではなくプロジェクトチームに参加している地域メンバーが懸け橋となり、例えば、駐車場の大きさや安全対策についてセブンイレブンと協議を進めたり、プロジェクトの目的等を自分たちの声で地域に伝えていく等の取組が行われ、地域が望む公園づくりが形となっていった。

そのような中、令和6年11月29日、Park-UP 事業の活用第1号として北鍵屋公園に Park-UP 施設(地域交流施設とコンビニエンスストア)がオープンし、地域交流施設を拠点とした公園づくり、まちづくりが地域主体にてスタートしている。地域と検討を始めてから、2年以上の長い年月を要したが、この共同研究に参加した地域住民が中心となり、公園利用者や学校を巻き込みながら、意見募集や合意形成を進めた成果であり、これは行政だけでは決して成し得なかった結果であると考えている。



写真: オープンパークでの住民周知、意見募集



写真: 3者が出席したオープン式典



写真: 新しくなった公園で遊ぶ子どもたち

【京都市の取組】

京都市ではこの共同研究を通じて確立した「新たな公園運営モデル」を持続可能な制度とするべく、令和6年2月に「Park-UP 事業」を創設し、同年5月からは事業に取り組む地域(提案主体)及びサポート団体の募集を開始した。

あわせて、Park-UP 事業に取り組む公園では、必要に応じて建蔽率の上乗せ(+10%)を可能とする京都市都市公園条例の改正を、令和6年4月に行った。

【現在の取組状況】

11月末時点、京都市内4公園において Park-UP 事業に取り組んでおり、導入を検討している公園も徐々に増えつつある。

今後とも他の公園にも展開し、地域主体の公園運営が京都市で進展するよう取り組んでいく。



図: 都市公園条例改正の概要(建蔽率の10%上乗せ)